

公共施設等運営権の設定について

和歌山県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、株式会社南紀白浜エアポートに公共施設等運営権を設定したので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 30 年 6 月 29 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 公共施設等の名称及び立地

(1) 名称 南紀白浜空港

(2) 立地 和歌山県西牟婁郡白浜町

2 公共施設等運営権者

和歌山県西牟婁郡白浜町才野 1622 番地の 125

株式会社南紀白浜エアポート

代表取締役 岡田 信一郎

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営の内容

(1) 空港運営等業務

(2) (1) に附帯する業務

4 公共施設等運営権の存続期間

平成 30 年 6 月 29 日（公共施設運営権設定の日：議決日を予定）から平成 41 年 3 月 31 日まで